

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月9日
【届出者の氏名又は名称】	都築木材株式会社
【届出者の住所又は所在地】	長野県伊那市日影336番地
【最寄りの連絡場所】	長野県伊那市日影336番地
【電話番号】	0265-72-3140
【事務連絡者氏名】	常務取締役 吉田 靖朗
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	都築木材株式会社 (長野県伊那市日影336番地) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄三丁目8番20号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、都築木材株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、セブン工業株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注7) 本書中の「本公開買付け」とは、本書提出に係る公開買付けをいいます。
- (注8) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注9) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注10) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

セブン工業株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

公開買付者は、本書提出日現在において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）メイン市場に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を1,196,160株（所有割合（注）：26.80%）所有しており、対象者のその他の関係会社である筆頭株主となります。

（注） 「所有割合」とは、対象者が2024年11月13日に提出した第66期半期報告書（以下「対象者半期報告書」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の発行済株式総数（4,673,250株）から、対象者が2024年10月31日に公表した「2025年3月期 第2四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（非連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（209,378株）を控除した株式数（4,463,872株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下、割合の記載について同じとします。

公開買付者は2024年12月6日、対象者との関係強化によるシナジー効果の実現のため、対象者のその他の関係会社で第二位株主である西垣林業株式会社（以下「応募合意株主」といいます。）の所有する対象者株式1,046,640株（所有割合：23.45%）のうち594,840株（所有割合：13.33%。以下「取得予定株式」といいます。）を取得することを目的として、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2024年12月6日付で応募合意株主との間で、応募合意株主が所有する対象者株式の全てである1,046,640株（所有割合：23.45%。以下「応募予定株式」といいます。）について本公開買付けに応募する旨の公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）を締結しております。本応募契約の概要については、下記「(6) 本公開買付けに係る重要な合意等」をご参照ください。

なお、応募合意株主は、応募合意株主以外から本公開買付けに応募があった場合に、あん分比例の方式による買付けが行われる際に可能な限り多くの対象者株式を売却するため、所有する全ての対象者株式（1,046,640株（所有割合：23.45%））を本公開買付けに応募するとのことです。

本公開買付けは、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり、応募合意株主の所有する対象者株式のうち取得予定株式（594,840株（所有割合：13.33%））を取得することを目的とするものであり、下記「(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由」に記載のとおり、対象者株式の上場廃止を企図するのではなく、本公開買付け後に公開買付者が所有することとなる対象者株式数は1,791,000株（所有割合：40.12%）となります。公開買付者は、本公開買付け成立後も対象者株式の上場を維持する方針であり、本公開買付け後も引き続き対象者株式の上場が維持される予定です。

本公開買付けは、本応募契約に基づく応募合意株主からの応募予定株式の応募を予定して行われ、また、下記「4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数」の「(2) 買付け等の価格」の「算定の経緯」に記載のとおり、本公開買付けにおける対象者株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）である440円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年12月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値453円に対して2.87%ディスカウントした価格となり、応募予定株式のみが応募されることを企図しております。本書提出日現在、公開買付者は対象者株式を1,196,160株（所有割合：26.80%）所有しており、本公開買付け成立後の株券等所有割合が3分の1を超えることになるため、公開買付者が応募予定株式を取得するためには、法第27条の2第1項第2号に従い法令上公開買付けの方法による必要があることから、本公開買付けを実施し、応募合意株主以外の対象者の株主の皆様にも同一の売却機会を提供するものです。

また、本公開買付けは、取得予定株式のみを取得することを目的としているため、買付予定数の下限及び上限を、取得予定株式と同数の594,840株（所有割合：13.33%）と設定しております。したがって、本公開買付けに応募された対象者株式（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（594,840株（所有割合：13.33%））に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わず、応募株券等の数の合計が買付予定数の上限（594,840株（所有割合：13.33%））を上回る場合は、その超える部分の対象者株式の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。なお、本応募契約に基づき応募合意株主が本公開買付けに応募する対象者株式の数

(1,046,640株)は買付予定数の下限及び上限(594,840株)を超えることから、本応募契約が履行された場合には、買付予定数の下限を満たし、かつ、買付予定数の上限を上回る見込みです。

なお、応募予定株式の数(1,046,640株)は買付予定数の上限(594,840株)を上回るため、あん分比例の方式による買付けが行われる結果として、公開買付者は応募予定株式の全てを買い付けられないこととなります。応募合意株主は、応募予定株式のうち公開買付者による買付け等が行われなかった対象者株式について、中長期的に所有するとのことです。

また、対象者が2024年12月6日に公表した「都築木材株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明に関するお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する一方、(i)本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場における上場が維持される予定であること、及び(ii)本公開買付け価格(440円)は公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定され、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年12月5日の対象者株式の終値453円に対して2.87%ディスカウントした価格であるという点において、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募されるか否かについては中立の立場を取り、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。対象者取締役会の意思決定過程の詳細については、対象者プレスリリース及び下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」並びに「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程は、以下のとおりです。

なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明に基づくものです。

公開買付者は都築木材店として1912年に創業し、1959年2月に法人化のうえ現在の商号である都築木材株式会社の商号で設立されました。公開買付者は、木材の輸入・流通販売・製材・加工、木材の加工、サッシ・建材・エクステリアの販売、建築工事の請負を営んでおり、木の価値を創造し、暮らしの豊かさを願い、木材資源を世界各国のお客様のニーズに合わせてお届けすることによりお客様に貢献することを目指しており、本書提出日現在、国内7拠点及び海外4ヶ国に拠点を構えております。

公開買付者の事業概要は、以下のとおりです。

(a) 木材流通(海外)

海外からの木材の輸入及び加工を行っております。具体的には、新規サプライヤーの開拓、サプライヤーとの交渉、顧客が要求する商品品質の確認・維持・管理、船積みの手配、船積み書類の管理、海外から仕入れた木材の加工を行っております。

(b) 木材流通(国内)

国内の顧客に対する木材の流通及び加工を行っております。具体的には、木材の販売のみならず、お客様のニーズに合わせた製品づくり、発生した問題(例としては、納品した商品の品質不足が判明した場合や、天変地異や戦争により木材の海運ルートが乱れ、納品日程が遅れた場合が挙げられます。)への対応・解決、お客様への新規サプライヤーの提案、安定した供給体制の構築・維持、三国間での木材取引(注1)、プレカット(注2)製品の国内から海外への輸出、顧客のニーズに応じた木材のカットを行っております。

(注1) 「三国間での木材取引」は、二国間での木材取引を、第三国の仲介人等が主体となって取り仕切る場合をいいます。

(注2) 「プレカット」とは、木造住宅建築で使用する木材を、現場ではなく事前に工場などで切断・加工して現場に持ち込む建築方法をいいます。

(c) 木材加工

(i) CAD/CAMシステム(注3)による構造部材のプレカット加工、(ii)プレーナーライン(注4)による部材、芯材の加工、輸入原板の再割加工、(iii)在来工法、2×4工法(注5)に使用されるパネルの作成、(iv)国産材の製材・乾燥(天然乾燥、人工乾燥)・加工、(v)輸入原板の加工を行っております。

(注3) 「CAD/CAMシステム」とは、製品の設計から製造までをコンピューターで制御するシステムをいいます。

(注4) 「プレーナーライン」とは、表面がざらついた状態の木材を、機械を通して表面を平滑に整える設備をいいます。

(注5) 「2×4工法」とは、約2インチ×約4インチのサイズの角材を組んで枠組をつくり、枠組に合板を接合して、柱や梁の代わりに壁、床、天井、屋根部分を構成する工法をいいます。

(d) サッシ・建材・工事請負

(i) 木材及びプレカット加工の販売、(ii)サッシ、建材、住設機器の施工及び販売、(iii)中・低層建築の鋼製建具工事及びガラス工事、(iv)大工工事・リフォーム工事・内装仕上げ工事を行っております。

公開買付者は2015年2月26日、当時の対象者の親会社であった住友商事株式会社からの売却意向を受け、住友商事株式会社よりその所有する対象者株式7,476,000株(2014年12月31日時点の自己株式を除く発行済株式総数(14,906,142株)に対する割合:50.15%)のうち2,363,680株(2014年12月31日時点の自己株式を除く発行済株式総数(14,906,142株)に対する割合:15.86%)を取得しました。その後、対象者は2017年10月1日を効力発生日として10株を1株とする株式併合、2020年10月1日を効力発生日として1株を3株とする株式分割(以下、当該株式併合及び株式分割を総称して「本株式調整」といいます。)を行い、2020年10月1日時点で公開買付者が所有する対象者株式数は709,104株(2020年9月30日時点の自己株式を除く発行済株式総数(4,465,173株)に対する割合:15.88%)となりました。その後、公開買付者は住友商事株式会社からの再度の売却意向を受け、2020年12月11日に住友商事株式会社よりその所有する対象者株式913,230株(2020年9月30日時点の自己株式を除く発行済株式総数(4,465,173株)に対する割合:20.45%)のうち487,056株(2020年9月30日時点の自己株式を除く発行済株式総数(4,465,173株)に対する割合:10.91%)を追加で取得し、本書提出日現在、対象者株式を1,196,160株(所有割合:26.80%)所有しております。

また、応募合意株主においても、公開買付者と同時の2015年2月26日に住友商事株式会社よりその所有する対象者株式7,476,000株(2014年12月31日時点の自己株式を除く発行済株式総数(14,906,142株)に対する割合:50.15%)のうち対象者株式2,068,220株(2014年12月31日時点の自己株式を除く発行済株式総数(14,906,142株)に対する割合:13.87%)を取得し、本株式調整を経て、2020年10月1日時点で応募合意株主が所有する対象者株式数は620,466株(2020年9月30日時点の自己株式を除く発行済株式総数(4,465,173株)に対する割合:13.90%)となったとのことです。その後、応募合意株主も住友商事株式会社からの再度の売却意向を受け、公開買付者と同時の2020年12月11日に住友商事株式会社よりその所有する対象者株式913,230株(2020年9月30日時点の自己株式を除く発行済株式総数(4,465,173株)に対する割合:20.45%)のうち426,174株(2020年9月30日時点の自己株式を除く発行済株式総数(4,465,173株)に対する割合:9.54%)を追加で取得し、本書提出日現在、対象者株式を1,046,640株(所有割合:23.45%)所有しているとのことです。

一方、対象者は1961年2月に丸七白川口市売木材株式会社の商号で設立され、1976年6月に丸七住研工業に商号変更し、1990年4月に現在の商号であるセブン工業株式会社に商号変更したとのことです。対象者は1991年5月に名古屋証券取引所市場第二部、2000年3月に東京証券取引所市場第二部に株式を上場し、その後、対象者株式は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場区分の見直しに伴い、2022年4月4日より東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に上場しているとのことです。

対象者の事業内容は、以下の通りです。

(a) 内装建材事業

住宅における階段・手摺・カウンター・各種造作材など、木質の内装建材の製造販売を行っております。

(b) 木構造建材事業

構造部材(プレカット加工材・住宅パネル)の製造販売、及び行政・教育・商業施設等の建築を行っております。

(c) その他

不動産の賃貸管理を行っております。

また、対象者が2024年6月27日に提出した第65期有価証券報告書（以下「対象者有価証券報告書」といいます。）の「第一部 企業情報」「第2 事業の状況」「1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の「(3) 経営環境及び優先的に対処すべき事業上並びに財務上の課題」によれば、対象者は新たなスローガンとして「Change & Create New7」を掲げ、「非住宅分野への事業領域の拡大」、「省施工商品（注6）の充実化」、「成長分野への投資を加速させ、新たな将来を創造する事業創出」を推進しているとのこととです。

（注6） 「省施工商品」とは、建築現場で深刻化している「人手不足」「作業負荷の増加」といった社会的課題に対し、建築現場の負荷軽減、工期短縮に貢献するための商品を行い、プレカット製品が例として挙げられます。

公開買付者が2015年2月26日に対象者株式を取得後、2016年6月より公開買付者の代表取締役である都築寛明氏が対象者の取締役会長を務めており、公開買付者と対象者間においては、対象者による公開買付者からの原材料の仕入れ、対象者から公開買付者への木質建材の販売といった取引関係も有し、事業面において補完関係にあります。

また、応募合意株主は2015年2月26日に対象者株式を取得後、2016年6月より応募合意株主の代表取締役である西垣貴文氏が対象者の取締役を務めており、応募合意株主と対象者間においても、対象者による応募合意株主からの原材料の仕入れ、対象者から応募合意株主への木質建材の販売といった取引関係を有し、事業面において補完関係にあります。

上記の通り公開買付者、対象者、及び応募合意株主の間においては数年に渡る人的関係及び取引関係を有していたところ、各社の主力事業、具体的には公開買付者の輸入材事業、対象者の内装建材・木構造事業、応募合意株主の国産材事業はそれぞれ上記のとおり材料の相互供給といった補完関係にあり、また、主要事業地域も公開買付者及び対象者は中部地方、応募合意株主は東海・近畿地方と近接することから、2023年12月下旬より、協業の強化について検討を開始しました。

そのようなところ、公開買付者は2024年5月上旬、対象者株式を追加取得することにより、対象者との関係を一層強化することでシナジー効果が生まれ両社の企業価値向上に資すると考えるに至りました。また、対象者株式の追加取得方法としては、市場内での断続的な取得は公開買付者から対象者に取締役2名を派遣しているという点で、対象者のインサイダー情報を取得した場合には、当該内容が公表または中止されるまで市場内での取得を中止する必要があるとあり、取得できる期間及び当該期間における市場出来高は予測できない以上、取得できる株式数に不確定要素が高いことから、インサイダー情報を有しない時点において、市場外でまとまった数量、具体的な目安としては、大量保有報告書の提出事由となる水準を参考に株券等保有割合にて5%以上の株式数を一度で取得する方法を検討しました。一方、2024年5月上旬時点において公開情報から判明していた直近の大株主の状況、具体的には対象者が2023年11月10日に提出した第65期第2四半期報告書の「第一部 企業情報」「第3 提出会社の状況」「1 株式等の状況」「(5) 大株主の状況」に記載された2023年9月30日時点の上位株主10名のうち、5%以上の株券等保有割合となる数の対象者株式を所有する対象者の株主は、公開買付者以外では応募合意株主のみであったことから、応募合意株主から、市場外取引にて対象者株式を取得することについて、2024年5月上旬から具体的な検討を開始しました。

また、公開買付者が応募合意株主から対象者株式を追加取得する場合、取得株式数の最大は応募合意株主が所有する対象者株式数である1,046,640株となり、当該株式数を公開買付者が取得した場合、公開買付者の所有株式数は2,242,800株と、2024年3月31日時点の自己株式を除く発行済株式総数（4,463,968株）に対して50.24%と買付け後の議決権割合が3分の1を超え、公開買付けが必要となることが想定されたことから、公開買付者は2024年6月中旬、公開買付者、対象者及び応募合意株主（以下、3者を総称して「公開買付関連当事者」といいます。）から独立したフィナンシャル・アドバイザーとして三田証券株式会社（以下「三田証券」といいます。）を、法務アドバイザーとして弁護士法人長谷川洋二法律事務所を選定しました。また、公開買付者は2024年6月25日、応募合意株主に対して、公開買付けの方法により応募合意株主の所有する対象者株式のうち一定数量を取得したい旨を伝え（なお、上記のとおり公開買付者としては株券等保有割合にて5%以上の株式数を応募合意株主から取得することを想定しておりましたが、今後の応募合意株主との協議を踏まえて決定する意向であったため、当該時点で取得を希望する具体的な株式数は提示していません。）、同日に応募合意株主より、前向きに検討する旨の返答を得ました。

公開買付者が想定する、公開買付者と対象者の関係強化によるシナジーは以下の通りです。

（i）営業ネットワークの共有による、販路の強化

公開買付者の事業全般における販売先を対象者に紹介することにより、対象者の主力事業である内装建材・木構造事業における販路が拡大されます。また、対象者の主力事業である内装建材・木構造事業の販売先の公開買付者への紹介により、公開買付者の事業全般における販路が拡大されます。なお、公開買付者の主力製品は輸入木材、対象者の主力製品は内装建材・木構造事業と両社の主力製品は異なることから、販売先の相互紹介により、両社の販売先と製品が重複することはありません。

なお、現在の公開買付者の所有割合（26.80％）で上記顧客の相互紹介を試みられるかも検討しましたが、公開買付者においては、販売先顧客という自社の重要な情報を対象者に提供するにあたっては、それにより対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇（対象者株式の株価上昇に伴うその所有する対象者株式の時価上昇や、配当の増額を指します。以下「株主価値の上昇」という記載において同様です。）をより多く享受できなければ実施のハードルが高く、また、対象者においても、販売先顧客という自社の重要な情報を公開買付者に提供するにあたっては、公開買付者が一定の所有割合を有する対象者の株主として、対象者へのコミットメントを示さなければ、実施のハードルが高い状況にあります。この点において、本公開買付けが成立した場合には、(a)公開買付者においては、所有割合が26.80％から13.32％（倍率にて1.50倍）上昇し40.12％となり、対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇をより多く享受できる点（注7）、(b)対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含み、以下「会社法」といいます。）における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主になるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、上記実施のハードルが無くなり、顧客の相互紹介が可能となります。

（注7） 本公開買付けが成立した場合の公開買付者の所有割合は40.12％になるところ、残りの所有割合にて59.88％に相当する対象者株主にも株主価値の上昇が分配され、公開買付者は全ての株主価値の上昇を享受することはできませんが、対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主になるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、公開買付者への販売先顧客の紹介のハードルが無くなり、結果として公開買付者も対象者から販売先顧客の紹介を受けることができるようになり、それにより公開買付者の業績及び企業価値の向上が実現される点から、公開買付者が全ての株主価値の上昇を享受できない前提であっても、公開買付者から対象者への販売先顧客の紹介は可能となります。

(ii) ノウハウ、設備共有による商品の品質、競争力、工場の稼働平準化の向上

公開買付者と対象者はともにプレカット事業、木質パネル事業といった木材加工事業を行っておりますが、双方が強みとするノウハウ（例としては、公開買付者における工場稼働率の向上ノウハウ、対象者におけるプレカット加工のノウハウ）や設備（例としては、公開買付者が所有する加工機械、対象者が所有するプレカット機械）を共有することにより、両社における商品品質が向上し、それに伴い商品競争力も向上します。また、双方の顧客層、事業地域の違い等による、繁忙期・閑散期を相互に補完し、工場の稼働平準化が向上します。

なお、現在の公開買付者の所有割合（26.80％）で上記ノウハウ及び設備の共有を試みられるかも検討しましたが、公開買付者においては、ノウハウ及び設備という自社の重要な情報及び資産を対象者と共有するにあたっては、それにより対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇をより多く享受できなければ実施のハードルが高く、また、対象者においても、ノウハウ及び設備という自社の重要な情報及び資産を公開買付者と共有するにあたっては、公開買付者が一定の所有割合を有する対象者の株主として、対象者へのコミットメントを示さなければ、実施のハードルが高い状況にあります。この点において、本公開買付けが成立した場合には、(a)公開買付者においては、所有割合が26.80％から13.32％（倍率にて1.50倍）上昇し40.12％となり、対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇をより多く享受できる点（注8）、(b)対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主になるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、上記実施のハードルが無くなり、ノウハウ及び設備の共有が可能となります。

（注8） 本公開買付けが成立した場合の公開買付者の所有割合は40.12％になるところ、残りの所有割合にて59.88％に相当する対象者株主にも株主価値の上昇が分配され、公開買付者は全ての株主価値の上昇を享受することはできませんが、対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主になるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、公開買付者へのノウハウ及び設備の共有のハードルが無くなり、結果として公開買付者も対象者からノウハウ及び設備の共有を受けることができるようになり、それにより公開買付者の業績及び企業価値の向上が実現される点から、公開買付者が全ての株主価値の上昇を享受できない前提であっても、公開買付者から対象者へのノウハウ及び設備の共有は可能となります。

(iii) 拠点の共有による、営業インフラの強化

公開買付者においては長野、関東を中心とした国内7拠点及び海外4拠点の計11拠点、対象者においては日本全国に複数の拠点を有しておりますが、これらの拠点を双方で共有することにより、営業エリアが拡大され、運送が効率化されます。

なお、現在の公開買付者の所有割合（26.80％）で上記拠点の共有を試みられるかも検討しましたが、公開買付者においては、拠点という自社の重要なインフラを対象者と共有するにあたっては、それにより対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇をより多く享受できなければ実施のハードルが高く、また、対象者においても、拠点という自社の重要なインフラを公開買付者と共有するにあたっては、公開買付者が一定の所有割合を有する対象者の株主として、対象者へのコミットメントを示さなければ、実施のハードルが高い状況にあります。この点において、本公開買付けが成立した場合には、(a)公開買付者においては、所有割合が26.80％から13.32％（倍率にて1.50倍）上昇し40.12％となり、対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇をより多く享受できる点（注9）、(b)対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主となるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、上記実施のハードルが無くなり、拠点の共有が可能となります。

（注9） 本公開買付けが成立した場合の公開買付者の所有割合は40.12％になるところ、残りの所有割合にて59.88％に相当する対象者株主にも株主価値の上昇が分配され、公開買付者は全ての株主価値の上昇を享受することはできませんが、対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主になるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、公開買付者への拠点の共有のハードルが無くなり、結果として公開買付者も対象者から拠点の共有を受けることができるようになり、それにより公開買付者の業績及び企業価値の向上が実現される点から、公開買付者が全ての株主価値の上昇を享受できない前提であっても、公開買付者から対象者への拠点の共有は可能となります。

(iv) 人材交流による、人的資本の強化

公開買付者と対象者の人材交流、具体的には双方での出向や上記協業を通じた交流を強化することにより、双方の人材において同じ木材業界の異なる業務・マーケットの理解が深まり、結果として、両社の人材の能力開発及び能力向上が実現されます。

なお、現在の公開買付者の所有割合（26.80％）で上記人材交流を試みられるかも検討しましたが、公開買付者においては、人材という自社の重要な資産を対象者と共有するにあたっては、それにより対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇をより多く享受できなければ実施のハードルが高く、また、対象者においても、人材という自社の重要な資産を公開買付者と共有するにあたっては、公開買付者が一定の所有割合を有する対象者の株主として、対象者へのコミットメントを示さなければ、実施のハードルが高い状況にあります。この点において、本公開買付けが成立した場合には、(a)公開買付者においては、所有割合が26.80％から13.32％（倍率にて1.50倍）上昇し40.12％となり、対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇をより多く享受できる点（注10）、(b)対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主になるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、上記実施のハードルが無くなり、人材の交流が可能となります。

（注10） 本公開買付けが成立した場合の公開買付者の所有割合は40.12％になるところ、残りの所有割合にて59.88％に相当する対象者株主にも株主価値の上昇が分配され、公開買付者は全ての株主価値の上昇を享受することはできませんが、対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主になるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、公開買付者への人材の共有のハードルが無くなり、結果として公開買付者と対象者の人材交流が実施できるようになり、これにより公開買付者の業績及び企業価値の向上が実現される点から、公開買付者が全ての株主価値の上昇を享受できない前提であっても、公開買付者から対象者への人材の共有は可能となります。

(v) 木材業界における、新たな市場の創造

公開買付者は輸入材事業、対象者は内装建材・木構造事業とそれぞれ強みとする事業を有しておりますが、短期的にはウッドショック（注11）、円安等による木材価格の高止まりやインフレによる人件費の高騰、中長期的には少子高齢化・人口減少といった課題に面しており、従来の事業とは異なる、新たなマーケットの創造が必要となっております。具体的には新たな商品、技術、海外への販路の開発による、国内マーケット縮小の補完、及びそれらにより双方の事業領域が拡大されます。この点において、2015年以降の資本関係・取引から企業文化や価値観を共有し、信頼関係にある両社の関係強化により、両社が長期的成長を実現できるような、既存事業の変革や新規事業の立案が可能となります。

（注11） 「ウッドショック」とは、2021年前半にアメリカ合衆国で発生した木材価格の急騰と、それに付随した木材の流通量の減少や住宅工事費の上昇等の問題をいいます。

なお、現在の公開買付者の所有割合（26.80%）で上記既存事業の変革や新規事業の立案を試みられるかも検討しましたが、公開買付者においては、既存事業の変革や新規事業の立案においては、双方の役職員間での長時間に渡る協議、すなわち人的資源の投下が必要になるという点において、それにより対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇をより多く享受できなければ実施のハードルが高く、また、対象者においても、双方の役職員間での長時間に渡る協議、すなわち人的資源の投下を実施するにあたっては、公開買付者が一定の所有割合を有する対象者の株主として、対象者へのコミットメントを示さなければ、実施のハードルが高い状況にあります。この点において、本公開買付けが成立した場合には、(a)公開買付者においては、所有割合が26.80%から13.32%（倍率にて1.50倍）上昇し40.12%となり、対象者の業績が向上した際の株主価値の上昇をより多く享受できる点（注12）、(b)対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主になるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、上記実施のハードルが無くなり、人的資源の投下が可能となります。

（注12） 本公開買付けが成立した場合の公開買付者の所有割合は40.12%になるところ、残りの所有割合にて59.88%に相当する対象者株主にも株主価値の上昇が分配され、公開買付者は全ての株主価値の上昇を享受することはできませんが、対象者においては、公開買付者が3分の1以上の議決権（会社法における株主総会の特別決議の否決権を有する水準）を有する株主になるという点において、公開買付者による対象者へのコミットメントを確認できることから、人的資源の投下のハードルが無くなり、結果として双方の役職員間での長時間に渡る協議ができるようになり、これにより公開買付者においても既存事業の変革や新規事業が立案され、公開買付者の業績及び企業価値の向上が実現される点から、公開買付者が全ての株主価値の上昇を享受できない前提であっても、公開買付者から対象者への人的資源の投下は可能となります。

また、上記シナジー効果のうち(i)から(iv)は公開買付者と対象者の顧客・ノウハウ・設備・人材の共有が図られるという点で、対象者が「Change & Create New7」にて掲げる、「非住宅分野への事業領域の拡大」及び「省施工商品の充実化」の推進につながると公開買付者は考えております。その他、上記シナジー効果のうち(v)も、既存事業の変革や新規事業の立案が期待されるという点で、対象者が「Change & Create New7」にて掲げる「成長分野への投資を加速させ、新たな将来を創造する事業創出」の推進につながると公開買付者は考えております。なお、公開買付者は、本公開買付けにより公開買付者の所有割合が高まることによるディスシナジーについても検討しましたが、公開買付者は2015年2月から対象者の大株主であるとともに対象者との取引関係も有し、友好的な関係を築いてきているという点で、本公開買付けにより公開買付者の所有割合が26.80%から40.12%に高まることにより、対象者や対象者のステークホルダー（対象者の従業員、取引先、既存株主）との関係が悪化する要素は見受けられないことから、ディスシナジーは生じないものと判断しました。

2024年6月中旬に三田証券をフィナンシャル・アドバイザーに選任した際、公開買付者は三田証券より、まずは本公開買付けにおいて応募合意株主から取得する対象者株式の数量、買付予定数の下限及び上限、並びに本公開買付価格について応募合意株主と合意することが望ましいという助言を受けたため、2024年6月下旬、公開買付者は応募合意株主から取得する対象者株式の数量、買付予定数の下限及び上限、並びに本公開買付価格について検討を開始しました。そして、2024年6月25日に、対象者株式の取得について協議を開始したい旨を公開買付者から応募合意株主に要請したに基づき、2024年7月3日に実施された公開買付者と応募合意株主の面談（以下「2024年7月3日付面談」といいます。）において公開買付者から応募合意株主に対し、買付予定数の下限及び上限、並びに本公開買付価格について2024年9月末までに合意したい旨を伝えました（なお、2024年7月3日付面談においては、買付予定数の下限及び上限について具体的な提案は行っておりません。）。また、2024年7月3日付面談以降、公開買付者と応募合意株主間で買付予定数の下限及び上限について協議は行っておりませんでした。その後、2024年7月26日に実施した公開買付者と応募合意株主間の協議（以下「2024年7月26日付協議」といいます。）において、応募合意株主より、公開買付者が応募合意株主から取得する対象者株式の数量については、応募合意株主が売却後も、引き続き公開買付者と応募合意株主が協力しながら対象者の成長を推

進していく為、応募合意株主が売却後に主要株主を維持できる水準（議決権割合にて10%を下回らない水準）としたい旨の提案があり、同日2024年7月26日、公開買付者はこれに合意しました。また、2024年7月26日付協議においては公開買付者から応募合意株主に対し、応募合意株主が売却後に主要株主を維持できる水準（議決権割合にて10%を下回らない水準）となる具体的な株式数として594,840株（2024年6月30日時点所有割合（注13）：13.33%。応募合意株主が当該株数を売却した場合には2024年6月30日時点所有割合が10.12%となり、主要株主を維持できる水準）を買付予定数の下限及び上限とすることを提示し、応募合意株主も同日2024年7月26日にこれに合意しました。

（注13） 「2024年6月30日時点所有割合」とは、対象者が2024年7月31日に公表した「2025年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（非連結）」に記載された2024年6月30日現在の発行済株式総数（4,673,250株）から、同日現在の対象者が所有する自己株式数（209,315株）を控除した株式数（4,463,935株）に対する割合をいいます。

また、本公開買付価格については2024年6月下旬にフィナンシャル・アドバイザーである三田証券より、本公開買付けは応募合意株主が所有する対象者株式の取得を目的とするところ、応募合意株主以外が①本公開買付けに応募する可能性や、②応募する場合の株式数を低下させるためには、本公開買付けの公表日に近接する特定の期間（以下「本参照期間」といいます。）の市場株価から一定のディスカウントをした価格を前提に交渉を進めることが望ましいという助言を受けたため、その後、2024年7月3日付面談において公開買付者は応募合意株主に対し、本参照期間としては本公開買付けの公表日前日の終値、同日までの終値1ヶ月平均、及び同日までの終値3ヶ月平均が挙げられ（なお、終値6ヶ月平均については、2024年7月3日付面談から6ヶ月以内である2024年2月21日から同月28日にかけて、株価の急変動、具体的には2024年2月21日の終値518円に対し、特段の理由なく翌営業日（2024年2月22日）の終値は569円と9.85%上昇し、その後2024年2月28日の終値は520円まで下落した点を踏まえ、当該期間の終値を平均期間に含むべきではないと考えたため、挙げませんでした。）、当該価格の中で最も低い価格に対しディスカウント率を乗じるという考え方、及びディスカウント率については、三田証券から提供を受けた、2021年1月以降（当該期間は、三田証券が直近3年程度という目安で集計した期間です。）に実施された発行者以外の者による公開買付けの事例のうち、(a)上場維持を前提とした、買い増し又は連結子会社化を目的とし、(b)大株主と応募契約が締結され、(c)公開買付価格の決定においてディスカウント率を乗じたことが記載されている事例7件（以下「本ディスカウント事例」といいます。）に関し、3件はディスカウント5%、4件はディスカウント10%とされていたことを踏まえ、公開買付者としては当該事例のうち高いディスカウント率を参照して、10%が目安になるという考え方を伝えました。その後、2024年7月上旬から8月下旬にかけて公開買付者は本参照期間及びディスカウント率について検討を行いました。また、2024年7月3日付面談以降、公開買付者と応募合意株主間でディスカウント率について協議は行っておりませんでした。2024年9月3日に実施された公開買付者と応募合意株主間の協議（以下「2024年9月3日付協議」といいます。）において、(i)本参照期間は本公開買付けの公表日前日の終値と同日までの終値1ヶ月平均とし（2024年7月3日付面談において挙げた期間（本公開買付けの公表日前日の終値、同日までの終値1ヶ月平均、及び同日までの終値3ヶ月平均）のうち、本公開買付けの公表日の前日までの終値3ヶ月平均は、本ディスカウント事例7件のうち、終値3ヶ月平均が参照されていたのは1案件のみであった点（公表前日終値は5案件、終値1ヶ月平均は3案件において参照されておりました）を考慮し、除外されました。）、いずれか低い価格に対しディスカウント率を乗じることを合意し、(ii)ディスカウント率は2024年7月3日付面談にて公開買付者が目線として提示した10%に対し引き上げ（ディスカウント率の縮小）の要請があったため、公開買付者は本ディスカウント事例7件におけるディスカウント率は、3件が5%、4件が10%である点を考慮し、5%と10%の間である7.5%（10%から、ディスカウント率を2.5%縮小した水準）としたい旨を応募合意株主に打診し、応募合意株主がこれに合意したことから、同日2024年9月3日に、ディスカウント率は7.5%にすることといたしました（以下、2024年9月3日付協議にて合意された本公開買付価格の決定方法（本公開買付けの公表日の前営業日終値と終値1ヶ月間平均の低い方の価格に対し7.5%ディスカウントした価格とすること）を、「本当初価格決定方法」といいます。）。

そして、公開買付者は本公開買付けの実施意向を正式に表明するため、2024年10月2日、応募合意株主に対して大要、(i)対象者との関係を強化し上記シナジー効果を実現するため、公開買付けの方法により応募合意株主から対象者株式を取得すること、(ii)買付予定数の下限及び上限は594,840株（2024年6月30日時点所有割合：13.33%）とすること、(iii)公開買付価格は本公開買付けの公表日の前営業日終値と終値1ヶ月間平均の低い方の価格に対し7.5%ディスカウントした価格（1円未満四捨五入）とする内容の対象者株式の取得意向に係る意向表明書（以下「応募合意株主宛意向表明書」といいます。）を提出しました。

また、同日の2024年10月2日、公開買付者は対象者に対して、応募合意株主宛意向表明書に記載した内容及び条件にて、対象者株式に対する公開買付けを行う意向がある旨の意向表明書（以下「対象者宛意向表明書」といいます。）を提出しました。また、対象者からは同日2024年10月2日、対象者宛意向表明書に記載された提案内容について、真摯に検討する旨の返答を受けました。

その後、公開買付者は2024年10月24日に対象者より、同日開催された対象者取締役会において本公開買付けへの意見表明に関する議論が行われた旨、及び当該取締役会においては、公開買付者が対象者との関係を強化し上記シナジー効果を実現するため、公開買付けの方法により対象者株式を取得すること、並びに対象者宛意向表明書に記載された本公開買付価格及び買付予定数の下限及び上限に関して、公開買付者に対して特段の要求は無かった旨の報告を受けました。

その後、公開買付者は2024年11月25日に応募合意株主より、本公開買付けの公表予定日（2024年12月6日）が近づいてきたところ、本当初価格決定方法を合意した2024年9月3日付協議の前営業日（2024年9月2日）の対象者株式の終値は490円であったが、直近の市場株価、具体的には2024年11月25日の終値は460円と、2024年9月2日の終値490円に対し30円（6.12%）下落している点を踏まえ、本公開買付価格について再度協議行いたい旨の要請を受けたため、2024年11月27日に公開買付者と応募合意株主間で、本公開買付価格について再度協議を実施しました（以下「2024年11月27日付協議」といいます。）。2024年11月27日付協議においては応募合意株主より、仮に2024年11月27日付協議の前営業日である2024年11月26日の終値459円に対し7.5%ディスカウントした価格（1円未満四捨五入）である425円が本当初価格決定方法に基づく本公開買付価格となった場合、当該価格では本応募契約を締結することは難しい旨、及び2024年9月3日付協議にて合意した本当初価格決定方法は撤廃し、本公開買付価格は440円（2024年11月27日付協議の前営業日である2024年11月26日の終値459円に対し4.14%ディスカウント）としたい旨の要請を受けました。

上記応募合意株主からの要請に対し、公開買付者は、要請を受けた価格（440円）は、2024年11月27日付協議の前営業日である2024年11月26日の終値459円に対し4.14%、同日までの終値1ヶ月平均（467円）に対して5.78%ディスカウントした価格であり、本当初価格決定方法におけるディスカウント率（7.5%）よりディスカウント率は低いものの、許容できる価格と判断したことから、2024年11月27日付協議において、本公開買付価格決定方法は撤廃し、本公開買付価格を440円とすること（以下「2024年11月27日付合意事項」といいます。）を合意しました。

また、公開買付者は同日2024年11月27日、対象者に2024年11月27日付合意事項を伝えたところ、対象者より、2024年11月28日に開催される予定の対象者の取締役会において、2024年11月27日付合意事項について審議する旨の返答を受けました。

その後、公開買付者は2024年11月28日に対象者より、同日開催された対象者取締役会において2024年11月27日付合意事項に関し議論が行われた旨、及び当該取締役会においては、2024年11月27日付合意事項は公開買付者と応募合意株主の間の協議にて決定された事項であり、対象者における本公開買付に対する意見表明に影響を与える内容ではないと判断されたため、2024年11月27日付合意事項に関し、公開買付者に対し特段の要求は無い旨の報告を受けました。

そして、公開買付者は2024年12月6日付で本公開買付価格を440円とすることを決定し、同日付で応募合意株主との間で本応募契約を締結しました。

なお、本公開買付けにおける買付予定数の下限及び上限、並びに本公開買付価格は公開買付者と応募合意株主との間の交渉により決定しており、また、2024年10月2日に対象者に対象者宛意向表明書を提出後、対象者から買付予定数及び本公開買付価格について要請を受けなかったことから、公開買付者は本公開買付けの実施にあたり、対象者との間で買付予定数及び本公開買付価格に関し協議・交渉を行っておりません。

上記の経緯を経て、公開買付者は2024年12月6日、本公開買付けを実施することを決定しました。

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

対象者は、2024年10月2日に公開買付者より、対象者との関係を強化し、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジー効果を実現するため、公開買付けの方法により応募合意株主から対象者株式594,840株（2024年6月30日時点所有割合：13.33%）を取得する旨の対象者宛意向表明書を受領したとのことです。そして、対象者は同日2024年10月2日、公開買付者に対して、対象者宛意向表明書に記載された提案内容について、真摯に検討する旨を伝えたとのことです。

また、対象者宛意向表明書を受領したことを受け、対象者は2024年10月中旬、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして串田・野口法律事務所を選任したとのことです。

その後、対象者は2024年10月24日に開催された取締役会において、本公開買付けへの意見表明に関する議論、具体的には対象者宛意向表明書に記載された公開買付者が想定するシナジー効果が、対象者が掲げる経営戦略の推進に繋がるかについて議論を行ったとのことです。当該議論ではまず、公開買付者の想定するシナジー効果が、対象者の経営課題、具体的には(i)かつては100万戸を超えていた新設住宅着工戸数がこの数年、80万戸から90万戸程度の水準で推移しており、将来的にも少子高齢化や人口減少の進行に伴い新設住宅着工戸数は漸減していくことが予測されている一方、カーボンニュートラルの施策として、木造化・木質化の普及によるCO2の長期固定化の促進が国を挙げて推進されており、大阪・関西万博に向けて世界最大級の木造建築物が建設されるなど、非住宅分野の木材需要は年々増加していること、(ii)建築現場での大工就業者の減少および高齢化に伴う住宅建設の担い手不足、建築現場の作業負荷増加を背景に省施工化へのニーズが加速しているという点に対する、(a)非住宅建築への提案力強化による木造化領域の拡大、(b)木材の利用促進による新規市場開拓、(c)パネル事業を中心にユニット化（建築物における部材・製品・資材を工場にて一体化させて現場に納品すること）を軸とした新たな商品開発・サービスの展開、(d)完全プレカット階段の拡充といった省施工化の展開といった経営戦略（以下、(a)から(d)を総称して「対象者経営戦略」といいます。）の推進につながるか検討したとのことです。そして、対象者宛意向表明書に記載された公開買付者の想定するシナジー効果（(i)営業ネットワークの共有による、販路の強化、(ii)ノウハウ、設備共有による商品の品質、競争力、工場の稼働平準化の向上、(iii)拠点の共有による、営業インフラの強化、(iv)人材交流による、人的資本の強化、(v)木材業界における、新たな市場の創造）は、対象者経営戦略を実行する際の販売先顧客、製品製造のためのノウハウや設備、営業拠点、並びに人材を拡充できるという点で、対象者経営戦略の推進につながると判断したとのことです。そして、シナジー効果の実現可能性についても検討したとのことですが、公開買付者の想定するシナジー効果における各施策の実行は、対象者の役職員の協力及び経営資源の共有を前提としている点で、対象者の事業内容を深く理解し、対象者の役職員と良好な関係を築いていることが重要な要素であるところ、公開買付者及び対象者は、従前からの取引関係や人的関係（対象者への役員派遣）を通じ、双方の事業理解及び良好な人的関係を築いてきているという点でこれらのシナジー効果の実現可能性も高いと判断したとのことです。

上記判断を踏まえ、対象者は2024年10月24日開催の取締役会後に公開買付者に対し、当日の対象者取締役会においては、公開買付者が対象者との関係を強化しシナジー効果を実現するため、公開買付けの方法により対象者株式を取得することに関して当該時点では特段の異論は出なかった旨を伝えたとのことです。また、本公開買付価格及び買付予定数の下限及び上限に関しても、公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであり、対象者宛意向表明書によれば、本公開買付け後も対象者株式の上場は維持される予定であることから、特段の要請は出なかった旨を伝えたとのことです。

一方、対象者は本公開買付けにより公開買付者の所有割合が高まる点、及び応募合意株主がその所有する対象者株式の一部を売却することによるデメリットについても検討したとのことです。まず、本公開買付けにより公開買付者の所有割合が高まることによるデメリットに関しては、本公開買付けが成立した場合には公開買付者の所有割合は40.12%と相応の議決権水準を有することになるという点において、対象者の経営の独立性の維持、及び少数株主の利益保護について確認が必要であると考えたため、2024年11月22日、公開買付者に対して、本公開買付け成立後、過半の役員派遣が行われることや、その所有する議決権により、対象者の経営に関し少数株主の利益を損なうような要求を行うことは無いという理解に関し問題が無い確認し、同日に公開買付者より、そのような理解で問題ない旨の返答を受け、確認を取ったとのことです。また、応募合意株主がその所有する対象者株式の一部を売却することによるデメリットに関しては、応募合意株主と対象者間においては事業上の取引（対象者による応募合意株主からの原材料の仕入れ、対象者から応募合意株主への木質建材の販売）が存在するという点において、本公開買付け後に当該取引が減少や停止されないかの確認が必要であると考えたため、2024年11月22日、応募合意株主に対して、本公開買付け後に応募合意株主と対象者間の既存の取引関係を変更する予定は無いという理解に関し問題が無い確認し、同日に応募合意株主より、そのような理解で問題ない旨の返答を受け、確認を取ったとのことです。また、流通株式比率（注1）の低下による東京証券取引所における上場維持基準への抵触可能性については、本書提出日時点において応募合意株主は主要株主であるという基準でその所有する株式が流通株式（注2）とみなされていないため、公開買付者が応募合意株主から対象者株式を追加取得したとしても、流通株式比率は低下しないと考えられること（注3）、及び本公開買付価格は市場株価にディス

カウントした価格であるという点において、その所有する対象者株式が流通株式とみなされる株主が本公開買付けに応募する可能性は極めて低いと考えられることから、流通株式比率の低下による東京証券取引所における上場維持基準への抵触可能性というデメリットも生じないものと判断したとのことです。

- (注1) 「流通株式比率」とは、流通株式の数を、自己株式を含む上場株式の数により除した値を指します。
- (注2) 「流通株式」とは、上場有価証券のうち、直前の基準日等現在における上場株式数から、東京証券取引所が定める流通性の乏しい株券等（上場株式数の10%以上を所有する者又は組合等、上場会社、役員等（上場会社の役員、上場会社の役員の配偶者及び二親等内の血族、これらの者により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、並びに、上場会社の関係会社及びその役員を指します。）、国内の普通銀行、保険会社及び事業法人等が所有する株式を指します。）を除いた有価証券を指します。
- (注3) 東京証券取引所スタンダード市場における流通株式比率の上場維持基準は25%であるところ、対象者が2024年5月23日に公表した「スタンダード市場上場維持基準への適合に関するお知らせ」によれば、2024年3月31日時点における対象者の流通株式比率は41.9%とのことです。

その後、対象者は2024年11月27日に公開買付者より、公開買付者と応募合意株主間で、本当初価格決定方法は撤廃し、本公開買付価格は440円で合意された旨の2024年11月27日付合意事項について連絡を受けたとのことです。当該連絡を受け、対象者は公開買付者に対し、2024年11月28日に開催される予定の対象者の取締役会において、2024年11月27日付合意事項について審議する旨を同日2024年11月27日に返答したとのことです。

そして、対象者は2024年11月28日に開催された対象者取締役会において2024年11月27日付合意事項に関し議論を行い、当該取締役会においては、2024年11月27日付合意事項は公開買付者と応募合意株主の間の協議にて決定された事項であり、対象者における本公開買付に対する意見表明に影響を与える内容ではないと判断したため、2024年11月27日付合意事項に関し、公開買付者に対し特段の要求は無い旨を、同日2024年11月28日に公開買付者に報告したとのことです。

上記検討を踏まえ、対象者は2024年12月6日開催の取締役会において、公開買付者の想定するシナジー効果は、対象者経営戦略を実行する際の販売先顧客、製品製造のためのノウハウや設備、営業拠点、並びに人材を拡充できるという点で、対象者経営戦略の推進につながり、対象者の企業価値向上が合理的に期待できること、及びシナジー効果の実現可能性に関しても、シナジー効果の前提となる各施策の実行は、対象者の役職員の協力及び経営資源の共有を前提としている点で、対象者の事業内容を深く理解し、対象者の役職員と良好な関係を築いていることが重要な要素であるところ、公開買付者及び対象者は、従前からの取引関係や人的関係を通じ、双方の事業理解及び良好な人的関係を築いてきているという点で高いと考えられることを踏まえ、本公開買付けに対して賛同の意見を表明する一方、(i)本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場における上場が維持される予定であること、及び(ii)本公開買付価格(440円)は公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定され、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年12月5日の対象者株式の終値453円に対して2.87%ディスカウントした価格であるという点において、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められることに鑑み、本公開買付けに応募されるか否かについては、中立の立場を取り、対象者株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。

対象者取締役会における意思決定の過程については、下記「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」もご参照ください。

なお、上記(i)及び(ii)の状況を勘案し、対象者は本公開買付けにあたり第三者算定機関から対象者株式価値の算定に係る算定書を取得しておらず、また、公開買付者との間で本公開買付価格、及び買付予定数の下限並びに上限に関し協議・交渉を行っていないとのことです。

③ 本公開買付け後の経営方針

公開買付者は本公開買付け後、上記「① 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載のシナジー効果の実現に向けて対象者との関係強化を目指す意向であり、公開買付者と対象者間の既存の取引関係を変更する予定はありません。なお、本書提出日時点において公開買付者は対象者に取締役2名を派遣しておりますが、本公開買付けが成立した場合には、2025年6月に開催予定の対象者定時株主総会において、公開買付者が派遣する3名の取締役（現時点においては、現在の対象者取締役である都築寛明氏及び下平真治氏の2名に加え、公開買付者の常務取締役である吉田靖朗氏を想定しております。）の選任議案を上程するよう対象者に要請する予定です。

また、応募合意株主によれば、本公開買付け後、応募合意株主と対象者間の既存の取引関係を変更する予定はないとのことです。一方、本書提出日時点において応募合意株主は対象者に取締役2名（西垣貴文氏及び中川雅晴氏）を派遣しておりますが、本公開買付けが成立した場合には、2025年6月に開催予定の対象者定時株主総会

において選任議案を上程するよう対象者に要請する役員の人数は、1名にすること（現時点においては、現在の対象者取締役である西垣貴文氏を想定しているとのことです。）を予定しているとのことです。

なお、公開買付者は本公開買付け後、対象者取締役会において過半数を占めることとなる人数の取締役を派遣する予定はなく、公開買付者及び応募合意株主から派遣されている取締役以外の対象者の取締役を変更する予定はありません。

(3) 本公開買付け成立後の株券等の追加取得の予定

公開買付者は本書提出日現在、本公開買付け後に対象者株式を追加取得する予定はありません。

(4) 上場廃止となる見込みの有無及びその事由

対象者株式は、本書提出現在、東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場に上場されております。本公開買付けは、対象者株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を設定の上、本公開買付けを実施し、本公開買付け後、公開買付者が所有する対象者株式の数は1,791,000株（所有割合：40.12%）にとどまる予定です。したがって、本公開買付け成立後も、対象者株式は、引き続き東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場における上場が維持される予定です。

なお、(i) 本書提出日時点において応募合意株主は主要株主であるという基準でその所有する株式が流通株式とみなされていないため、公開買付者が応募合意株主から対象者株式を追加取得したとしても、流通株式比率は低下しないこと（注）、(ii) 本公開買付け価格（440円）は本公開買付けの公表日の前営業日である2024年12月5日の対象者株式の終値453円に対して2.87%ディスカウントした価格であるという点において、その所有する対象者株式が流通株式とみなされる株主から応募がなされる可能性は極めて低いと考えられることから、本公開買付けが成立することにより対象者の流通株式比率又は流通株式時価総額が東京証券取引所スタンダード市場の上場維持基準に抵触する可能性は極めて低いものと考えております。

（注） 東京証券取引所スタンダード市場における流通株式比率の上場維持基準は25%であるところ、対象者が2024年5月23日に公表した「スタンダード市場上場維持基準への適合に関するお知らせ」によれば、2024年3月31日時点における対象者の流通株式比率は41.9%とのことです。

(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

対象者は、(a) 公開買付者による対象者株式の所有割合は26.80%であり、公開買付者は対象者のその他の関係会社である点、(b) 公開買付者の役員である都築寛明氏及び下平真治氏が対象者の取締役就任している点、及び(c) 応募合意株主の役員である西垣貴文氏及び中川雅晴氏が対象者の取締役就任している点を踏まえ、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、且つ利益相反を回避するため、以下の措置を実施しているとのことです。

なお、対象者は、(i) 本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所メイン市場における上場が維持される予定であり、対象者の株主の皆様としては本公開買付け後も対象者株式を所有するという選択肢をとることに十分に合理性が認められること、及び(ii) 本公開買付け価格は公開買付者と応募合意株主との協議・交渉の結果等を踏まえ決定されたものであり、本公開買付け価格が対象者の企業価値を適正に反映したものであるか否かについて対象者は独自の検証を行っていないことに鑑み、第三者算定機関から対象者株式価値の算定に係る算定書を取得していないとのことです。

① 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る対象者の意思決定に慎重を期し、対象者取締役会における意思決定の公正性及び適正性を担保するために、公開買付関連当事者から独立したリーガル・アドバイザーとして串田・野口法律事務所を2024年10月中旬に選任し、同法律事務所より、本公開買付けの諸手続、取締役会の意思決定の方法・過程、その他本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受けているとのことです。

なお、串田・野口法律事務所の串田正克弁護士は対象者の社外監査役ではありますが、独立役員として東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出ており独立性を担保しているとともに公開買付関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、串田・野口法律事務所に対する報酬は、本公開買付けの成否にかかわらず支払われる時間単位の報酬のみであり、本公開買付けの成立を条件とする成功報酬は含まれていないとのことです。

② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年12月6日開催の対象者取締役会において、対象者の取締役7名のうち、公開買付者の役員である都築寛明氏及び下平真治氏、並びに応募合意株主の役員である西垣貴文氏及び中川雅晴氏（以下、当該4名を「利害関係取締役」といいます。）を除く全ての取締役3名が審議及び決議に出席し、出席した取締役の全員一致により、上記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及

び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき本公開買付けに賛同する旨の意見を表明すること、及び対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては中立の立場をとり、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。また、上記の取締役会には、対象者の監査役3名全員が出席し、全員が上記決議につき異議はない旨の意見を述べたとのことです。なお、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保し、且つ利益相反を回避するため、利害関係取締役は本公開買付けに関する対象者の取締役会における審議及び決議に参加していないとのことであり、また、本公開買付けに際し、公開買付者と対象者の間で特段の協議・交渉は行われておらず、対象者の立場において、本公開買付けの検討、並びに公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

(6) 本公開買付けに係る重要な合意等

公開買付者は、2024年12月6日付で応募合意株主との間で、応募合意株主が所有する対象者株式の全てである1,046,640株（所有割合：23.45%）について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。公開買付者は、応募合意株主との間で、本応募契約を除いて本公開買付けに関する重要な合意を締結しておらず、本公開買付けへの応募の対価を除き、応募合意株主に対して本公開買付けに際して付与される利益はありません。

本応募契約においては、応募合意株主による応募の前提条件として、(i)本公開買付けが開始され、かつ撤回されていないこと、(ii)本応募契約締結日及び本公開買付けの開始日において公開買付者の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること（注1）、(iii)公開買付者が本応募契約に基づき履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること（注2）、(iv)対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）並びに対象者株式への公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）が存在しないこと、(v)対象者が本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を行い、かつ、対象者において、この取締役会決議を撤回、変更又はこれと矛盾する内容の決議をしていないことが規定されております。なお、上記の前提条件の全部又は一部が満たされない場合であっても、応募合意株主がその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられません。なお、本応募契約において応募合意株主は、①公開買付者による表明及び保証（注1）が重要な点において真実かつ正確でないことが判明した場合、②公開買付者が履行若しくは遵守すべき義務（注2）が重要な点において履行若しくは遵守されていない場合又は③公開買付者について破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算その他適用ある同種の法的倒産手続が開始された場合には、公開買付者に事前に書面で通知することにより、本応募契約を直ちに解除できることが規定されております。

（注1） 本応募契約において、公開買付者及び応募合意株主は、(a)適法な設立及び有効な存続、(b)本応募契約の適法かつ有効な締結及び強制執行可能性、(c)本応募契約の締結及び履行についての法令等との抵触の不存在、(d)本応募契約の締結及び履行のために必要な許認可等の取得、(e)反社会的勢力との関係の不存在、(f)対象者に係る業務等に関する重要事実（法第166条第2項に定めるものをいいます。）及び対象者の株券等の公開買付け等の実施に関する事実及び中止に関する事実（法第167条第2項に定めるものをいいます。）で未公表のものを認識しないことについて表明及び保証を行っております。

（注2） 本応募契約において、公開買付者及び応募合意株主は、公開買付期間における義務として、(a)秘密保持義務及び秘密情報の目的外利用の禁止に係る義務、(b)本応募契約上の地位又は本応募契約に基づく権利義務の処分禁止に係る義務、(c)本応募契約の締結及び履行に関連して自らに発生した費用を負担する義務を負っており、公開買付者は上記に加え、(d)本公開買付けの実施義務を負っております。

また、本応募契約においては、①本公開買付けが撤回された場合、②本公開買付けが不成立となった場合又は③本公開買付けが2024年12月9日までに開始されない場合には、何らの手続を要することなく自動的に本応募契約が終了することが規定されております。

なお、応募予定株式の数（1,046,640株）は買付予定数の上限（594,840株）を上回るため、あん分比例の方式による買付けが行われる結果として、公開買付者は応募予定株式の全てを買い付けられないこととなります。応募合意株主は、応募予定株式のうち公開買付者による買付け等が行われなかった対象者株式について、中長期的に所有するとのことです。

また、応募合意株主は、応募合意株主以外から本公開買付けに応募があった場合に、あん分比例の方式による買付けが行われる際に可能な限り多くの対象者株式を売却するため、その所有する全ての対象者株式（1,046,640株（所有割合：23.45%））を本公開買付けに応募するとのことです。

4【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1)【買付け等の期間】

①【届出当初の期間】

買付け等の期間	2024年12月9日（月曜日）から2025年1月10日（金曜日）まで（20営業日）
公告日	2024年12月9日（月曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日刊工業新聞に掲載します。 （電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/ ）

②【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

法第27条の10第3項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は30営業日、2025年1月27日（月曜日）までとなります。

③【期間延長の確認連絡先】

確認連絡先 都築木材株式会社
長野県伊那市日影336番地
0265-72-3140
常務取締役 吉田 靖朗
確認受付時間 平日9時から17時まで

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式1株につき 金440円
新株予約権証券	—
新株予約権付社債券	—
株券等信託受益証券 ()	—
株券等預託証券 ()	—
算定の基礎	公開買付者は、本公開買付けの目的が応募合意株主から取得予定株式を取得することであるため、本公開買付け価格については、公開買付者と応募合意株主が合意できる価格をもって決定する方針としました。 公開買付者は2024年6月下旬にフィナンシャル・アドバイザーである三田証券より、本公開買付けは応募合意株主が所有する対象者株式の取得を目的とするところ、応募合意株主以外が①本公開買付けに応募する可能性や、②応募する場合の株式数を低下させるためには、本参照期間の市場株価から一定のディスカウントをした価格を前提に交渉を進めることが望ましいという助言を受けたため、その後、2024年7月3日付面談において公開買付者は応募合意株主に対し、本参照期間としては本公開買付けの公表日前日の終値、同日までの終値1ヶ月平均、及び同日までの終値3ヶ月平均が挙げられ（なお、終値6ヶ月平均については、2024年7月3日付面談から6ヶ月以内である2024年2月21日から同月28日にかけて、株価の急変動、具体的には2024年2月21日の終値518円に対し、特段の理由なく翌営業日（2024年2月22日）の終値は569円と9.85%上昇し、その後2024年2月28日の終値は520円まで下落した点を踏まえ、当該期間の終値を平均期間に含むべきではないと考えたため、挙げませんでした。）、当該価格の中で最も低い価格に対しディスカウント率を乗じるという考え方、及びディスカウント率については、三田証券から提供を受けた、2021年1月以降（当該期間は、三田証券が直近3年程度という目安で集計した期間です。）に実施された発行者以外の者による公開買付けの事例のうち、(a)上場維持を前提とした、買い増し又は連結子会社化を目的とし、(b)大株主と応募契約が締結され、(c)公開買付け価格の決定においてディスカウント率を乗じたことが記載されている事例7件に関し、3件はディスカウント5%、4件はディスカウント10%とされていたことを踏まえ、公開買付者としては当該事例のうち高いディスカウント率を参照して、10%が目安になるという考え方を伝えました。その後、2024年7月上旬から8月下旬にかけて公開買付者は本参照期間及びディスカウント率について検討を行いました。また、2024年7月3日付面談以降、公開買付者と応募合意株主間でディスカウント率について協議は行っておりませんでした。2024年9月3日付協議において、(i)本参照期間は本公開買付けの公表日前日の終値と同日までの終値1ヶ月平均とし（2024年7月3日付面談において挙げた期間（本公開買付けの公表日前日の終値、同日までの終値1ヶ月平均、及び同日までの終値3ヶ月平均）のうち、本公開買付けの公表日の前日までの終値3ヶ月平均は、本ディスカウント事例7件のうち、終値3ヶ月平均が参照されていたのは1案件のみであった点（公表前日終値は5案件、1ヶ月平均は3案件において参照されておりました）を考慮し、除外されました。）、いずれか低い価格に対しディスカウント率を乗じることを合意し、(ii)ディスカウント率は2024年7月3日付面談にて公開買付者が目線として提示した10%に対し引き上げ（ディスカウント率の縮小）の要請があったため、公開買付者は本ディスカウント事例7件におけるディスカウント率は、3件が5%、4件が10%である点を考慮し、5%と10%の間である7.5%（10%から、ディスカウント率を2.5%縮小した水準）としたい旨を応募合意株主に打診し、応募合意株主がこれに合意したことから、同日2024年9月3日に、ディスカウント率は7.5%にすることといたしました。

その後、公開買付者は2024年11月25日に応募合意株主より、本公開買付けの公表予定日（2024年12月6日）が近づいてきたところ、本当初価格決定方法を合意した2024年9月3日付協議の前営業日（2024年9月2日）の対象者株式の終値は490円であったが、直近の市場株価、具体的には2024年11月25日の終値は460円と、2024年9月2日の終値490円に対し30円（6.12%）下落している点を踏まえ、本公開買付価格について再度協議行いたい旨の要請を受けたため、2024年11月27日に公開買付者と応募合意株主間で、本公開買付価格について再度協議を実施しました。2024年11月27日付協議においては応募合意株主より、仮に2024年11月27日付協議の前営業日である2024年11月26日の終値459円に対し7.5%ディスカウントした価格（1円未満四捨五入）である425円が本当初価格決定方法に基づく本公開買付価格となった場合、当該価格では本応募契約を締結することは難しい旨、及び2024年9月3日付協議にて合意した本当初価格決定方法は撤廃し、本公開買付価格は440円（2024年11月27日付協議の前営業日である2024年11月26日の終値459円に対し4.14%ディスカウント）としたい旨の要請を受けました。

上記応募合意株主からの要請に対し、公開買付者は、要請を受けた価格（440円）は、2024年11月27日付協議の前営業日である2024年11月26日の終値459円に対し4.14%、同日までの終値1ヶ月平均（467円）に対して5.78%ディスカウントした価格であり、本当初価格決定方法におけるディスカウント率（7.5%）よりディスカウント率は低いものの、許容できる価格と判断したことから、2024年11月27日付協議において、本公開買付価格決定方法は撤廃し、本公開買付価格を440円とすることを合意しました。

そして、公開買付者は2024年12月6日付で本公開買付価格を440円とすることを決定し、同日付で応募合意株主との間で本応募契約を締結しました。

なお、公開買付者は、応募合意株主との協議及び交渉を経て本公開買付価格を決定しているため、第三者算定機関からの株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格（440円）は、本公開買付けの公表日の前営業日である2024年12月5日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値453円に対して2.87%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値460円（1円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して4.35%、過去3ヶ月間の終値単純平均値470円に対して6.38%、過去6ヶ月間の終値単純平均値484円に対して9.09%ディスカウントした価格となります。また、本書提出日の前営業日である2024年12月6日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値456円に対して3.51%ディスカウントした価格となります。

算定の経緯	公開買付者は2024年6月下旬にフィナンシャル・アドバイザーである三田証券より、本公開買付けは応募合意株主が所有する対象者株式の取得を目的とするところ、応募合意株主以外が①本公開買付けに応募する可能性や、②応募する場合の株式数を低下させるためには、本参照期間の市場株価から一定のディスカウントをした価格を前提に交渉を進めることが望ましいという助言を受けたため、その後、2024年7月3日付面談において公開買付者は応募合意株主に対し、本参照期間としては本公開買付けの公表日前日の終値、同日までの終値1ヶ月平均、及び同日までの終値3ヶ月平均が挙げられ（なお、終値6ヶ月平均については、2024年7月3日付面談から6ヶ月以内である2024年2月21日から同月28日にかけて、株価の急変動、具体的には2024年2月21日の終値518円に対し、特段の理由なく翌営業日（2024年2月22日）の終値は569円と9.85%上昇し、その後2024年2月28日の終値は520円まで下落した点を踏まえ、当該期間の終値を平均期間に含むべきではないと考えたため、挙げませんでした。）、当該価格の中で最も低い価格に対しディスカウント率を乗じるという考え方、及びディスカウント率については、三田証券から提供を受けた、2021年1月以降（当該期間は、三田証券が直近3年程度という目安で集計した期間です。）に実施された発行者以外の者による公開買付けの事例のうち、(a)上場維持を前提とした、買い増し又は連結子会社化を目的とし、(b)大株主と応募契約が締結され、(c)公開買付価格の決定においてディスカウント率を乗じたことが記載されている事例7件に関し、3件はディスカウント5%、4件はディスカウント10%とされていたことを踏まえ、公開買付者としては当該事例のうち高いディスカウント率を参照して、10%が目安になるという考え方を伝えました。その後、2024年7月上旬から8月下旬にかけて公開買付者は本参照期間及びディスカウント率について検討を行いました。また、2024年7月3日付面談以降、公開買付者と応募合意株主間でディスカウント率について協議は行っておりませんでした。2024年9月3日付協議において、(i)本参照期間は本公開買付けの公表日前日の終値と同日までの終値1ヶ月平均とし（2024年7月3日付面談において挙げた期間（本公開買付けの公表日前日の終値、同日までの終値1ヶ月平均、及び同日までの終値3ヶ月平均）のうち、本公開買付けの公表日の前日までの終値3ヶ月平均は、本ディスカウント事例7件のうち、終値3ヶ月平均が参照されていたのは1案件のみであった点（公表前日終値は5案件、1ヶ月平均は3案件において参照されておりました）を考慮し、除外されました。）、いずれか低い価格に対しディスカウント率を乗じることを合意し、(ii)ディスカウント率は2024年7月3日付面談にて公開買付者が目線として提示した10%に対し引き上げ（ディスカウント率の縮小）の要請があったため、公開買付者は本ディスカウント事例7件におけるディスカウント率は、3件が5%、4件が10%である点を考慮し、5%と10%の間である7.5%（10%から、ディスカウント率を2.5%縮小した水準）としたい旨を応募合意株主に打診し、応募合意株主がこれに合意したことから、同日2024年9月3日に、ディスカウント率は7.5%にすることといたしました。 2024年10月2日、公開買付者は対象者に対して、応募合意株主宛意向表明書に記載した内容及び条件にて、対象者株式に対する公開買付けを行う意向がある旨の対象者宛意向表明書を提出しました。また、対象者からは同日2024年10月2日、対象者宛意向表明書に記載された提案内容について、真摯に検討する旨の返答を受けました。 その後、公開買付者は2024年10月24日に対象者より、同日開催された対象者取締役会において本公開買付けへの意見表明に関する議論が行われた旨、及び当該取締役会においては、公開買付者が対象者との関係を強化しシナジー効果を実現するため、公開買付けの方法により対象者株式を取得すること、並びに対象者宛意向表明書に記載された本公開買付価格及び買付予定数の下限及び上限に関して、公開買付者に対して特段の要求は無かった旨の報告を受けました。
-------	---

	その後、公開買付者は2024年11月25日に応募合意株主より、本公開買付けの公表予定日（2024年12月6日）が近づいてきたところ、本当初価格決定方法を合意した2024年9月3日付協議の前営業日（2024年9月2日）の対象者株式の終値は490円であったが、直近の市場株価、具体的には2024年11月25日の終値は460円と、2024年9月2日の終値490円に対し30円（6.12%）下落している点を踏まえ、本公開買付価格について再度協議行いたい旨の要請を受けたため、2024年11月27日に公開買付者と応募合意株主間で、本公開買付価格について再度協議を実施しました。2024年11月27日付協議においては応募合意株主より、仮に2024年11月27日付協議の前営業日である459円に対し7.5%ディスカウントした価格（1円未満四捨五入）である425円が本当初価格決定方法に基づく本公開買付価格となった場合、当該価格では本応募契約を締結することは難しい旨、及び2024年9月3日付協議にて合意した本当初価格決定方法は撤廃し、本公開買付価格は440円（2024年11月27日付協議の前営業日である2024年11月26日の終値459円に対し4.14%ディスカウント）としたい旨の要請を受けました。 上記応募合意株主からの要請に対し、公開買付者は、要請を受けた価格（440円）は、2024年11月27日付協議の前営業日である2024年11月26日の終値459円に対し4.14%、同日までの終値1ヶ月平均（467円）に対して5.78%ディスカウントした価格であり、本当初価格決定方法におけるディスカウント率（7.5%）よりディスカウント率は低いものの、許容できる価格と判断したことから、2024年11月27日付協議において、本公開買付価格決定方法は撤廃し、本公開買付価格を440円とすることを合意しました。 また、公開買付者は同日2024年11月27日、対象者に2024年11月27日付合意事項を伝えたところ、対象者より、2024年11月28日に開催される予定の対象者の取締役会において、2024年11月27日付合意事項について審議する旨の返答を受けました。 その後、公開買付者は2024年11月28日に対象者より、同日開催された対象者取締役会において2024年11月27日付合意事項に関し議論が行われた旨、及び当該取締役会においては、2024年11月27日付合意事項は公開買付者と応募合意株主の間の協議にて決定された事項であり、対象者における本公開買付に対する意見表明に影響を与える内容ではないと判断されたため、2024年11月27日付合意事項に関し、公開買付者に対し特段の要求は無い旨の報告を受けました。 なお、本公開買付価格は公開買付者と応募合意株主との間の交渉により決定しており、また、2024年10月2日に対象者に対象者宛意向表明書を提出後、対象者から本公開買付価格について要請を受けなかったことから、公開買付者は本公開買付けの実施にあたり、対象者との間で本公開買付価格に関し協議・交渉を行っておりません。 そして、公開買付者は2024年12月6日付で本公開買付価格を440円とすることを決定し、同日付で応募合意株主との間で本応募契約を締結しました。
--	--

（３）【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	594,840（株）	594,840（株）	594,840（株）
合計	594,840（株）	594,840（株）	594,840（株）

- （注１） 応募株券等の総数が買付予定数の下限（594,840株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。
- （注２） 応募株券等の総数が買付予定数の上限（594,840株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。
- （注３） 本公開買付けを通じて、対象者の所有する自己株式を取得する予定はありません。
- （注４） 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取るがあります。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)	5,948
aのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(b)	—
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(c)	—
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数（2024年12月9日現在）（個）(d)	11,961
dのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(e)	—
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(f)	—
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年12月9日現在）（個）(g)	289
gのうち潜在株券等に係る議決権の数（個）(h)	—
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数（個）(i)	—
対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）(j)	44,457
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j) (%)	13.32
買付け等を行った後における株券等所有割合 ((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)))×100 (%)	40.12

- (注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数（個）(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数（594,840株）に係る議決権の数を記載しております。
- (注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年12月9日現在）（個）(g)」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者（以下「小規模所有者」といいます。）を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。但し、本公開買付けにおいては、各特別関係者の所有株券等についても買付け等の対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年12月9日現在）（個）(g)」は分子に加算しておりません。
- (注3) 「対象者の総株主等の議決権の数（2024年9月30日現在）（個）(j)」は、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の総株主の議決権の数（1単元の株式数を100株として記載されたもの）です。但し、本公開買付けにおいては、単元未満株式（但し、自己株式を除きます。）についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、対象者半期報告書に記載された2024年9月30日現在の対象者株式の発行済株式総数（4,673,250株）から、対象者決算短信に記載された2024年9月30日現在の対象者が所有する自己株式数（209,378株）を控除した対象者株式数（4,463,872株）に係る議決権数（44,638個）を分母として計算しております。
- (注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

① 公開買付代理人

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

② 本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方（以下「応募株主等」といいます。）は、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。応募の際には、ご印鑑をご用意ください。また、応募の際に本人確認書類（注1）が必要になる場合があります。

③ 応募に際しては、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者に開設された口座（対象者の特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社に開設された特別口座を含みます。）に記録されている場合は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。かかる手続を行った上、公開買付期間末日の15時30分までに、公開買付代理人の本店において応募してください。

④ 本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付けは行われません。

⑤ 公開買付代理人である三田証券株式会社に口座を開設していない場合には、新規に口座を開設していただく必要があります。なお、公開買付代理人のホームページ（<https://mitasec.com>）上で本公開買付けの応募に係る専用口座（注2）の開設手続を行うことができます（詳しくは、公開買付代理人のお客さまダイヤル（電話番号：03-3666-0715）までご連絡ください。）。口座を開設される場合には、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります（法人の場合は法人番号を告知いただく必要があります。）。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類（注1）が必要な場合があります。

⑥ 上記③の応募株券等の振替手続及び上記⑤の口座の新規開設手続には一定の日数を要する場合がありますので、ご注意ください。

⑦ 外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。）を通じて応募してください。また、本人確認書類（注1）をご提出いただく必要があります。

⑧ 日本の居住者である個人株主の場合、買付けられた株券等に係る売却代金と取得費等との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税（注3）の適用対象となります。

⑨ 公開買付代理人における応募の受付けに際しては、公開買付代理人より応募株主等に対して、「公開買付応募申込受付票」を交付いたします。

（注1） 本人確認書類について

公開買付代理人に新規に口座を開設して応募される場合又は外国人株主等が常任代理人を通じて応募される場合には、次の本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・個人の場合

下記、A～Cいずれかの書類をご提出ください。

	個人番号（マイナンバー）確認書類	本人確認書類
A	個人番号カードの裏面（コピー）	個人番号カードの表面（コピー）
B	通知カード（コピー）	aのいずれか1種類 又はbのうち2種類
C	個人番号記載のある住民票の写し 又は住民票記載事項証明書の原本	a又はbのうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」以外の1種類

- a. 顔写真付の本人確認書類
 - ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
パスポート、運転免許証、運転経歴証明書、在留カード、住民基本台帳カード等
- b. 顔写真のない本人確認書類
 - ・発行から6ヶ月以内の原本の提出が必要
住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑証明書
 - ・有効期間内の原本のコピーの提出が必要
各種健康保険証、各種年金手帳、各種福祉手帳等
(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

・法人の場合

下記、A及びBの書類をご提出ください。

A	法人のお客様の本人確認書類 ※右記のいずれか一つ ※発行から6ヶ月以内のもの	・登記簿謄本又はその抄本（原本） ・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（原本） ・その他官公署の発行書類
B	お取引担当者の本人確認書類	・個人番号カード表面のコピー ・又は上記個人の場合の本人確認書類（aの中から1種類又はbの中から2種類）のコピー

・外国人株主等の場合

常任代理人に係る上記書類に加えて、常任代理人との間の委任契約に係る委任状又は契約書（当該外国人株主等の氏名又は名称、代表者の氏名及び国外の所在地の記載のあるものに限り。）の原本証明及び本人確認済証明付の写し、並びに常任代理人が金融機関以外の場合には日本国政府が承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの

- ※ 住所等の訂正が記載されていない場合においても裏面のコピーを併せてご提出ください。
- ※ パスポートの場合には、2020年2月3日以前に発行されたものに限り。
- ※ 各種健康保険証の場合には、ご住所等の記載もれ等がないかをご確認ください。
- ※ 住民票の写し等は発行者の印・発行日が記載されているページまで必要となります。
- ※ 郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本又は写しをご用意ください。写しの場合、改めて原本の提示をお願いする場合があります。公開買付代理人より本人確認書類の記載住所に「口座開設のご案内」を転送不要郵便物として郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。なお、ご本人様の確認がとれない場合は、公開買付代理人に口座を開設することができません。

(注2) 専用口座は、本公開買付けの応募に係る対象者株式の売却のみに使用できる口座であり、通常の証券取引を行う総合口座とは異なりますのでご注意ください。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（日本の居住者である個人株主の場合）
日本の居住者である個人株主の方につきましては、株主等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に「公開買付応募申込受付票」を添付の上、「本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）」を交付又は送付してください。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに、以下に指定する者の本店に到達することを条件といたします。従って、解除書面を送付する場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに公開買付代理人に到達しなければ解除できないことにご注意ください。なお、解除書面は、下記に指定する者の本店に備え置いていますので、契約の解除をする場合は、下記に指定する者にお尋ねください。

解除書面を受領する権限を有する者

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により本公開買付けに係る契約の解除をした場合には、解除手続終了後速やかに、下記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還いたします。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町3番11号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	261,729,600
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(b)	10,000,000
その他(c)	1,000,000
合計(a)+(b)+(c)	272,729,600

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、本公開買付けにおける買付予定数(594,840株)に本公開買付価格(440円)を乗じた金額を記載しています。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しています。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告に要する費用及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しています。

(注4) 上記金額には消費税等は含まれていません。

(注5) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は本公開買付け終了後まで未定です。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

① 【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	834,624
計(a)	834,624

② 【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計				—

ロ 【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
—	—	—	—
—	—	—	—
計			—

③【届出日以後に借入れを予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
1	—	—	—	—
2	—	—	—	—
計(b)				—

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額（千円）
—	—	—	—
計(c)			—

④【その他資金調達方法】

内容	金額（千円）
—	—
計(d)	—

⑤【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

834,624千円（(a)+(b)+(c)+(d)）

（３）【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

９【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

１０【決済の方法】

（１）【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

三田証券株式会社 東京都中央区日本橋兜町３番11号

（２）【決済の開始日】

2025年１月20日（月曜日）

（注） 法第27条の10第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、決済の開始日は2025年２月３日（月曜日）となります。

（３）【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送いたします。買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金するか、公開買付代理人の応募受付けをした応募株主等の口座へお支払いします。

(4) 【株券等の返還方法】

下記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録（応募が行われた直前の記録とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。なお、あらかじめ株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振り替える旨を指示した応募株主等については、当該口座に振り替えることにより返還いたします。

1.1 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（594,840株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（594,840株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等は行わないものとし、法第27条の13第5項及び府令第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に1単元未満の株式数の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株式数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限に満たないときは、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切り捨てられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき1単元（追加して1単元の買付け等を行うと応募株券等の数を超える場合は応募株券等の数までの数）の応募株券等の買付け等を行います。但し、切り捨てられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付け等を行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付け等を行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる1単元未満の株式数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株式数の合計が買付予定数の上限を超えるときは、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切り上げられた株式数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株式数を1単元（あん分比例の方式により計算される買付株式数に1単元未満の株式数の部分がある場合は当該1単元未満の株式数）減少させるものとし、切り上げられた株式数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株式数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株式数を減少させる株主を決定します。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該記載が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日刊工業新聞に掲載いたします。但し、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、対象者が公開買付期間中に令第13条第1項に定める行為を行った場合は、府令第19条第1項に定める基準により買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日刊工業新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除の方法については、上記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。

なお、公開買付者は応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更内容等につき電子公告を行い、その旨を日刊工業新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表を行い、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（但し、法第27条の8第11項但し書に規定する場合を除きます。）は、直ちに訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものでもなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けできません。

本公開買付けへの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを求められることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付け等若しくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス及び電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付け等に関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

①【会社の沿革】

年月	事項
1959年2月	法人設立
1996年8月	プレカット工場を設立
2002年3月	住宅部材工場を設立
2007年7月	ドイツ営業部を開設
2008年9月	西東京支店を開設
2009年9月	東東京支店を開設
2011年4月	カナダ営業部を開設
2017年11月	駒ヶ根営業所を開設
2018年3月	ラトビア営業部を開設
2019年6月	スロベニア営業部を開設
2020年12月	松本支店を開設

②【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 製材、製函及び木材の販売業
2. 住宅建築資材の製造、販売
3. 鋼製建具の販売及び施工
4. 建築工事、大工工事、電気工事、左官工事、石工事、屋根工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事の企画、設計、施工及び監理
5. 貨物利用運送事業
6. 産業廃棄物の収集、運搬及び処理
7. 前各号に附帯する一切の業務

(事業の内容)

公開買付者は、木材の輸入・流通販売・製材・加工、木材の加工、サッシ・建材・エクステリアの販売、建築工事の請負を営んでおります。

③【資本金の額及び発行済株式の総数】

(2024年12月9日現在)

資本金の額 (円)	発行済株式の総数 (株)
20,000,000	20,000

④【大株主】

(2024年12月9日現在)

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
都築コーポレーション株式会社	長野県伊那市日影336番地	20,000	100.00
計	—	20,000	100.00

⑤【役員の職歴及び所有株式の数】

(2024年12月9日現在)

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (株)
代表取締役社長	—	都築 寛明	1954年9月21日	1978年4月 1982年4月 1993年5月 2012年4月 2016年6月	公開買付者入社 公開買付者取締役 公開買付者代表取締役副社長 公開買付者代表取締役社長（現任） 対象者取締役会長（現任）	—
常務取締役	—	下平 真治	1974年10月21日	1997年4月 1997年7月 2007年4月 2011年4月 2018年4月 2021年6月 2022年4月	公開買付者入社 公開買付者配送センター センター長 公開買付者木材2部部長 公開買付者取締役 公開買付者営業本部本部長 対象者取締役（現任） 公開買付者常務取締役（現任）	—
常務取締役	—	吉田 靖朗	1972年9月30日	1995年4月 2001年3月 2001年5月 2013年4月 2022年4月 2022年4月	現・マニユライフ生命保険株式 会社入社 マニユライフ生命保険株式会 社退社 公開買付者入社 公開買付者取締役 公開買付者海外本部本部長 公開買付者常務取締役（現任）	—
取締役	—	Steffen Haberbosch	1967年11月13日	2001年5月 2002年3月 2002年5月 2007年7月 2020年1月 2021年4月 2023年4月	JAAKKO POYRY（イギリス）入社 JAAKKO POYRY（イギリス）退社 公開買付者入社 公開買付者ドイツ営業部部長 公開買付者執行役員 公開買付者取締役 公開買付者取締役海外本部本部長（現任）	—
取締役	—	桐野 晃	1965年5月6日	1996年5月 2009年6月 2009年11月 2018年4月 2020年1月 2022年4月	株式会社桐野建設入社 株式会社桐野建設退社 公開買付者入社 公開買付者生産本部本部長 公開買付者執行役員 公開買付者取締役（現任）	—
計						—

(2)【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

公開買付者の2023年12月期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）に基づいて作成しております。なお、公開買付者は連結財務諸表を作成しておりません。

2 監査証明について

公開買付者の2023年12月期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）の財務諸表は、監査法人又は公認会計士の監査を受けておりません。

①【貸借対照表】

(単位：円)

	2023年12月期 (2023年12月31日)
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	1,220,076,889
受取手形	2,301,189,846
売掛金	3,331,126,944
棚卸資産	3,559,470,508
短期貸付金	3,500,000
未収入金	222,822
未収還付法人税等	20,494,700
仮払金	1,540,410
貸倒・債権償却引当金	△50,000,000
流動資産合計	10,387,622,119
固定資産	
有形固定資産	
建物	520,938,664
構築物	21,672,491
機械及び装置	63,384,905
車両運搬具	10,163,743
工具、器具及び備品	3,628,552
土地	1,130,323,180
有形固定資産合計	1,750,111,535
無形固定資産	
ソフトウェア	3,870,016
電話加入権	1,285,936
無形固定資産合計	5,155,952
投資その他の資産	
投資有価証券	580,304,000
出資金	15,601,000
差入保証金	3,320,000
敷金	2,656,600
長期貸付金	91,185,802
繰延税金資産	60,000,000
保険積立金	163,544,650
投資その他の資産合計	916,612,052
固定資産合計	2,671,879,539
繰延資産	
共同施設負担金	9,404
繰延資産合計	9,404
資産の部合計	13,059,511,062

(単位：円)

	2023年12月期 (2023年12月31日)
負債の部	
流動負債	
支払手形	1,265,751,019
買掛金	1,322,175,523
短期借入金	5,100,000,000
未払金	149,669,196
未払費用	18,583,476
未払法人税等	386,300
未払消費税等	322,862,500
預り金	16,098,658
流動負債合計	8,195,526,672
固定負債	
預り保証金	80,965,531
退職給付引当金	100,000,000
役員退職引当金	100,000,000
固定負債合計	280,965,531
負債の部合計	8,476,492,203
純資産の部	
株主資本	
資本金	20,000,000
利益剰余金	4,563,018,859
利益準備金	5,000,000
その他利益剰余金	4,558,018,859
別途積立金	4,170,000,000
繰越利益剰余金	388,018,859
純資産の部合計	4,583,018,859
負債・純資産の部合計	13,059,511,062

②【損益計算書】

2023年12月期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：円）

科目	金額		
I 売上高			
製品売上高	24,720,503,469		
売上高		24,720,503,469	
売上値引戻り高		△184,655	24,720,318,814
II 売上原価			
期首棚卸高		4,637,248,159	
商品仕入高	20,262,592,764		
仕入諸掛	943,761,781		
仕入値引戻し高	△5,260,079		
合計		25,838,342,625	
期末棚卸高		2,997,956,249	22,840,386,376
売上総利益			1,879,932,438
III 販売費及び一般管理費			
販売費及び一般管理費		1,770,026,766	1,770,026,766
営業利益			109,905,672
IV 営業外収益			
受取利息		228,835	
仕入価格変動引当金戻入		117,000,000	
貸倒引当金戻入		53,000,000	
受取配当金		24,327,495	
雑収入		29,438,896	223,995,226
V 営業外費用			
支払利息割引料		19,832,735	
貸倒引当金繰入・貸倒損失		86,767,127	
繰延資産償却		28,492	
雑損失			106,628,354
経常利益			227,272,544
VI 特別利益			0
VII 特別損失			0
役員退職引当金繰入		100,000,000	100,000,000
税引前当期純利益			127,272,544
法人税、住民税及び事業税		45,409,784	
法人税等調整額		5,100,000	50,509,784
当期純利益			76,762,760

③【株主資本等変動計算書】

2023年12月期（自 2023年1月1日 至 2023年12月31日）

（単位：円）

	株主資本						株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	
		資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他 利益剰余金		
当期首残高	20,000,000	0	0	5,000,000	4,491,256,099	0	4,516,256,099
当期変動額							
剰余金の配当					－10,000,000		－10,000,000
当期純利益					76,762,760		76,762,760
当期変動額合計	0	0	0	0	66,762,760	0	66,762,760
当期末残高	20,000,000	0	0	5,000,000	4,558,018,859	0	4,583,018,859

	評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計
当期首残高	0	0	4,516,256,099
当期変動額			
剰余金の配当			－10,000,000
当期純利益			76,762,760
当期変動額合計	0	0	66,762,760
当期末残高	0	0	4,583,018,859

④【個別注記表】

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

最終仕入原価法による低価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却方法

(1) 有形固定資産

定率法又は旧定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については旧定額法、平成19年4月1日以後に取得した建物（附属設備を除く）については定額法、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

(2) 無形固定資産

法人税法の規定に基づく定額法又は旧定額法を採用しております。

ただし、平成15年4月1日以後に取得した取得価額30万円未満の資産については、取得時に費用処理しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

(3) 退職給与引当金

従業員の退職金支払に備えるため、自己都合退職による期末要支給額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式を採用しております。

5. 税効果会計の適用

法人税、住民税及び事業税について税効果会計を適用しております。

II. 貸借対照表等に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 1,774,595千円

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式総数 20,000株

2. 事業年度中の剰余金配当

当事業年度中の剰余金配当の総額は10,000千円、配当の原資は利益剰余金、1株当たり配当額は1,000円です。これらの配当の基準日は令和4年12月31日、決議日は令和4年3月25日、効力発生日は令和5年3月26日です。

IV. 一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たり純資産額は、229,150.94円であります。
2. 一株当たり当期純利益は、3,838.13円であります。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

① 【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

② 【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】**1【株券等の所有状況】****(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】**

(2024年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	12,273 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	12,273	—	—
所有株券等の合計数	12,273	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 特別関係者である対象者は、2024年9月30日現在、対象者株式209,378株を所有しておりますが、自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式に係る議決権の数18個を含みます。

(注3) 上記の「所有株券等の合計数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数23個が含まれております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年12月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

(2024年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	11,961 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	11,961	—	—
所有株券等の合計数	11,961	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

(2024年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	312 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	312	—	—
所有株券等の合計数	312	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

- (注1) 特別関係者である対象者は、2024年9月30日現在、対象者株式209,378株を所有しておりますが、自己株式であるため議決権はありません。
- (注2) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式に係る議決権の数18個を含みます。
- (注3) 上記の「所有株券等の合計数」には、小規模所有者が所有する株券等に係る議決権の数23個が含まれております。なお、かかる議決権の数は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数（2024年12月9日現在）（個）(g)」に含めておりません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

① 【特別関係者】

(2024年12月9日現在)

氏名又は名称	木下 浩一
住所又は所在地	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者代表取締役
連絡先	連絡者 セブン工業株式会社 執行役員管理本部長 田口 浩司 連絡場所 岐阜県美濃加茂市牧野1006番地 電話番号 0574-28-7800（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2024年12月9日現在)

氏名又は名称	横井 勝
住所又は所在地	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者取締役
連絡先	連絡者 セブン工業株式会社 執行役員管理本部長 田口 浩司 連絡場所 岐阜県美濃加茂市牧野1006番地 電話番号 0574-28-7800（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2024年12月 9 日現在)

氏名又は名称	井上 聡二
住所又は所在地	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者取締役
連絡先	連絡者 セブン工業株式会社 執行役員管理本部長 田口 浩司 連絡場所 岐阜県美濃加茂市牧野1006番地 電話番号 0574-28-7800（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(2024年12月 9 日現在)

氏名又は名称	阿部 正義
住所又は所在地	岐阜県美濃加茂市牧野1006番地（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者監査役
連絡先	連絡者 セブン工業株式会社 執行役員管理本部長 田口 浩司 連絡場所 岐阜県美濃加茂市牧野1006番地 電話番号 0574-28-7800（代表）
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

②【所有株券等の数】
木下 浩一

(2024年12月 9 日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	84（個）	—（個）	—（個）
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券（ ）	—	—	—
株券等預託証券（ ）	—	—	—
合計	84	—	—
所有株券等の合計数	84	—	—
（所有潜在株券等の合計数）	（—）	—	—

（注） 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式1,296株に係る議決権の数12個を含みます。

横井 勝

(2024年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	47 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	47	—	—
所有株券等の合計数	47	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式207株に係る議決権の数2個を含みます。

井上 聡二

(2024年12月9日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	23 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	23	—	—
所有株券等の合計数	23	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(一)	—	—

(注1) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式245株に係る議決権の数2個を含みます。

(注2) 井上聡二氏は小規模所有者に該当しますので、井上聡二氏の「所有株券等の合計数」は、上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」の「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2024年12月9日現在)(個)(g)」に含めておりません。

阿部 正義

(2024年12月 9 日現在)

	所有する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 2 号に該 当する株券等の数	令第 7 条第 1 項第 3 号に該 当する株券等の数
株券	158 (個)	— (個)	— (個)
新株予約権証券	—	—	—
新株予約権付社債券	—	—	—
株券等信託受益証券 ()	—	—	—
株券等預託証券 ()	—	—	—
合計	158	—	—
所有株券等の合計数	158	—	—
(所有潜在株券等の合計数)	(—)	—	—

(注) 上記「所有する株券等の数」には、対象者の役員持株会を通じて間接的に所有する対象者株式231株に係る議決権の数 2 個を含みます。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】
該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、2024年12月 6 日付で応募合意株主との間で、応募合意株主が所有する対象者株式の全てである 1,046,640株（所有割合：23.45%）について本公開買付けに応募する旨の本応募契約を締結しております。詳細については、上記「第 1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(6) 本公開買付けに係る重要な合意等」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

直近3事業年度における公開買付者と対象者との間の取引の概要及び取引金額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

取引の概要	2022年3月期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	2023年3月期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	2024年3月期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
対象者から公開買付者への、木質建材の販売(注1)	171	260	137
対象者による、公開買付者からの原材料の仕入れ(注2)	1,973	2,177	1,633

(注1) 木質建材の販売については、価格その他の取引条件は対象者と関係を有しない他の当事者と同様に決定しております。

(注2) 原材料の仕入については、価格その他の取引条件は対象者と関係を有しない他の当事者と同様に決定しております。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2024年12月6日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、対象者の株主の皆様のご判断に委ねることを決議したとのことです。なお、これらの対象者の意思決定過程に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針」の「② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」並びに「(5) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「② 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。なお、公開買付者は、本公開買付けに際し、対象者の役員との間で、対象者の役員に対して何等かの利益を供与する内容の合意を行っておりません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月	—	—	—
売上高	—	—	—
売上原価	—	—	—
販売費及び一般管理費	—	—	—
営業外収益	—	—	—
営業外費用	—	—	—
当期純利益（当期純損失）	—	—	—

(2)【1株当たりの状況】

決算年月	—	—	—
1株当たり当期純損益	—	—	—
1株当たり配当額	—	—	—
1株当たり純資産額	—	—	—

2【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場						
月別	2024年6月	2024年7月	2024年8月	2024年9月	2024年10月	2024年11月	2024年12月
最高株価	518	511	509	504	503	488	459
最低株価	500	502	443	476	451	454	451

(注) 2024年12月については、同月6日までのものです。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数 株）								単元未満株式の状況 （株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数 （単位）	—	—	—	—	—	—	—	—	—
所有株式数の割合（％）	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

① 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
—	—	—	—
計	—	—	—

② 【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
—	—	—	—	—
計	—	—	—	—

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

① 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

2023年6月27日 東海財務局長に提出

事業年度 第65期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

2024年6月27日 東海財務局長に提出

② 【半期報告書】

事業年度 第66期半期（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

2024年11月13日 東海財務局長に提出

③ 【臨時報告書】

該当事項はありません。

④ 【訂正報告書】

訂正報告書（上記①に記載の第65期有価証券報告書の訂正報告書）を2024年7月4日に東海財務局長に提出

- (2) 【上記書類を縦覧に供している場所】
- セブン工業株式会社
(岐阜県美濃加茂市牧野1006番地)
 - 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
 - 株式会社名古屋証券取引所
(名古屋市中区栄三丁目8番20号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

該当事項はありません。